

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により，平成17年8月31日付け大規模小売店舗の変更の届出について，法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので，法第8条第3項の規定に基づき，次のとおり意見の概要を公告するとともに，その意見を縦覧に供します。

平成18年1月19日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山科三条ショッピングセンター

京都市山科区竹鼻西ノ口83番地1他35筆

2 意見の概要

- ・営業時間の延長について賛成である。
- ・時間延長により遅くまで店舗の明かりが点灯していることは，安全にも寄与する。
- ・早朝6時半頃からの荷さばき騒音が周辺地域へ影響を及ぼしている。
- ・生肉，鮮魚の血，てんぷらやフライの油等の悪臭がある。
- ・2階屋上駐車場から下りる車のヘッドライトが住宅を照らす。
- ・買い物客の車により交通渋滞が発生し，交通事故も多発している。
- ・防犯，防火対策について取り組み要望

3 縦覧場所，期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成18年1月19日（木）から平成18年2月20日（月）まで（日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前9時から正午まで，午後1時から午後5時まで

なお，上記2の意見の概要は，法第4条第2項の規定により，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく，提出された意見の概要をまとめたものです。

（産業観光局商工部商業振興課）